

# 「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書」概要

平成28年12月 消費者庁

## 検討会設置の背景

- 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ平成27年4月から機能性表示食品制度がスタートしたが、「栄養成分」及び「機能性関与成分が明確でない食品」は制度の対象外であり、その取扱いが今後の検討課題となった。
- 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)において、残された検討課題についても施行後、速やかに検討に着手することとされた。
- 消費者庁長官の下、本検討会が設置され(座長:寺本民生帝京大学臨床研究センター長)平成28年1月から同年11月までの全11回にわたり検討を行った。

【参考】消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)(抜粋)

新たに施行される機能性表示食品制度については、施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを行うとともに、残された検討課題についても施行後速やかに検討に着手する。その際は、幅広い関係者の意見を十分活用するものとする。

## 検討課題① 栄養成分の取扱い

- 糖質、糖類  
機能性表示食品制度の対象とする。  
(主としてエネルギー源とされる成分(ぶどう糖やでんぷん等)を除く。)
- ビタミン、ミネラル  
栄養機能食品制度において別途検討する。

[参考:栄養機能食品制度]

- ・個別の許可・届出不要
- ・成分ごとに国が機能について定型文を設定
- ・現在、ビタミン・ミネラルの一次機能(生命維持のための機能)の表示が可能

## 検討課題② 機能性関与成分が明確でない食品の取扱い

- 特定の成分で機能が部分的に説明できる「植物エキス及び分泌物」  
機能性表示食品制度の対象とする。  
※ただし、エキス等全体として科学的根拠が得られたエキス等との同等性が担保される必要がある。

## その他

これまで非公開とされていた機能性関与成分の定性確認及び定量確認の分析方法は、原則公開とする。

## 国の関与等

- ・消費者庁における体制の整備(届出等に関するガイドライン、届出データベース、人員体制等)
- ・健康被害情報の収集・評価の標準化
- ・消費者教育の充実(バランスの取れた食生活の普及啓発、保健機能食品制度の理解促進等)
- ・機能性表示食品制度の適切な運用に向けた事業者の責務

ほか